

北・北海道中央圏域  
定住自立圏の形成に関する協定書

平成23年9月30日

名寄市・士別市・剣淵町

## 定住自立圏の形成に関する協定書

名寄市及び士別市（以下「甲」という。）と剣淵町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し連携しながら、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形成することを目的とする。

### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

### （連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- （1） 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
- （2） 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
- （3） 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3

### （事務執行に当たっての連携及び負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、前条に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続き又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通知するものとする。

2 前項の通知は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年9月30日

甲 名寄市大通南1丁目1番地  
名寄市  
名寄市長

加藤剛士 

士別市東6条4丁目1番地  
士別市  
士別市長

牧野勇司 

乙 上川郡剣淵町仲町37番1号  
剣淵町  
剣淵町長

佐々木智雄 

別表第1（第3条関係）

1 医療

救急医療の維持・確保	取組の内容	夜間及び休日等における救急患者に対応するため、救急医療体制の維持・確保を図るとともに、圏域住民へ救急医療知識の普及啓発を行う。
	甲の役割	名寄市立総合病院及び士別市立病院における第2次救急医療体制の維持・確保を図るとともに、(社)上川北部医師会に委託して、初期救急医療の体制確保と圏域住民への救急医療啓発を行う。
	乙の役割	甲が行う第2次救急医療体制の維持・確保及び(社)上川北部医師会への委託について、必要な協力と応分の経費を負担する。
圏域医療体制の充実	取組の内容	圏域住民が安心して暮らせるよう、圏域医療体制の充実を図る。
	甲の役割	圏域医療における役割分担のもとに、甲の地域における医療体制の充実を図るとともに、乙への医師等の派遣、医療情報の共有及びネットワーク化を促進する。
	乙の役割	圏域医療における役割分担のもとに、乙の地域における医療体制の充実を図るとともに、甲と連携し医療情報の共有及びネットワーク化を促進する。

2 福祉

審査会業務の連携	取組の内容	人材確保による業務の安定化と効率化を図るため、介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会の共同設置・共同運営を推進する。
	甲の役割	乙と共同で設置する介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会の事務局として、当該審査会の運営を行う。
	乙の役割	甲と共同で設置・運営する介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会に関して、

		必要な協力と応分の経費を負担する。
障がい者福祉の推進	取組の内容	障がい者（児）の自立と社会参加を促進するため、療育施設及び地域活動支援センターの広域利用を推進する。
	甲の役割	名寄市総合療育センター及び士別市こども通園センターを運営するとともに、乙と連携して地域活動支援センターの広域利用を推進する。
	乙の役割	甲が設置する名寄市総合療育センター及び士別市こども通園センターの運営に必要な協力と応分の経費を負担するとともに、甲と連携して地域活動支援センターの広域利用を推進する。

### 3 教育

図書館相互利用の促進	取組の内容	圏域住民の教育・文化の向上を図るため、図書館の相互利用を促進する。
	甲の役割	乙と連携して圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の実質と圏域住民への蔵書情報の提供を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供に努める。
生涯学習機会の充実	取組の内容	圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、公共施設の有効活用及び各公共施設等で実施する講演、イベントや大会等の充実並びに圏域住民への情報提供を促進する。
	甲の役割	乙と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、甲の住民への周知を図る。
	乙の役割	甲と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域

		内の情報を相互に交換し、乙の住民への周知を図る。
--	--	--------------------------

#### 4 産業振興

地域資源を活用した観光と地場産品の振興	取組の内容	圏域における観光と地場産品の振興を図るため、各市町村が有する観光、食、物産品等の地域資源の魅力や付加価値を維持・向上させるとともに、関係団体と連携して広域連携を強化する。また、イベント・物産情報等を共有し、相互に参加・PRすることで地産地消及び物産振興を図る。
	甲の役割	観光施設等の維持・整備、観光メニューや地場産品等の研究・開発を促進するとともに、乙や道北観光連盟等の関係団体と連携し、広域観光や地場産品のブランド化を促進する。また、圏域内のイベント・物産情報等を集約し、圏域内外に向けて発信する。
	乙の役割	観光施設等の維持・整備、観光メニューや地場産品等の研究・開発を促進するとともに、甲や道北観光連盟等の関係団体と連携し、広域観光や地場産品のブランド化を促進する。また、乙のイベント・物産情報等を甲に提供する。
鳥獣被害防止対策の推進	取組の内容	鳥獣による農林業への被害防止を図るため、関係機関・団体と連携して被害状況や被害防止対策等の情報交換を行い、効果的な対策を推進する。
	甲の役割	鳥獣による被害状況や被害防止対策等に係る情報交換を行い、乙及び関係機関・団体と連携して被害防止対策を講じるとともに、担い手育成に向けた講習会や残滓処理についての情報を乙に提供する。
	乙の役割	鳥獣による被害状況や被害防止対策等に係る情報交換を行い、甲及び関係機関・団体と連携して被害防止対策を講じるとともに、甲が提供する情報の有効活用を図る。

## 5 その他

低炭素社会に向けた取組の推進	取組の内容	低炭素社会の形成に向け、圏域の豊かな森林資源の保全及び新エネルギーの活用をはじめ、地域に適合した多様な取組を推進する。
	甲の役割	乙及び関係機関・団体と連携して、圏域の森林資源を適正に保全するとともに、新エネルギー等に係る圏域内の情報交換と調査・研究を促進し、普及に努める。
	乙の役割	甲及び関係機関・団体と連携して、圏域の森林資源を適正に保全するとともに、新エネルギー等に係る情報交換と調査・研究を促進し、普及に努める。
廃棄物処理施設の広域利用の推進	取組の内容	廃棄物の安定的かつ効率的な処理を維持・確保するため、処理施設の広域利用を促進する。
	甲の役割	乙と連携して一部事務組合等における広域処理を維持するとともに、甲が保有する処理施設について、更新時期にあわせ、広域化の検討を推進する。
	乙の役割	甲と連携して一部事務組合等における広域処理を維持するとともに、甲が取り組む処理施設の広域化の検討に参画し、必要な協力を行う。
水道水質検査業務の連携	取組の内容	水道法に基づく適正かつ安定的な水道水質検査の実施を図るため、圏域内における水道水質検査業務の受委託を推進する。
	甲の役割	名寄市浄水場における水道水質検査業務の維持・確保を図るとともに、乙から水道水質検査業務を受託する。
	乙の役割	水道水質検査業務を甲に委託するとともに、水道水質検査業務への協力と応分の経費を負担する。

消費生活相談事業 の連携	取組の内容	複雑・多様化する消費生活相談に対応するため、広域的な取組を推進する。
	甲の役割	甲が設置する士別市消費生活センターを広域的に運営し、圏域内の消費者相談の充実や消費者教育・啓発の推進に努める。
	乙の役割	甲が設置する士別市消費生活センターと連携を図り、圏域内の消費者相談の充実や消費者教育・啓発の推進に努めるとともに、応分の経費を負担する。



## 別表第2（第3条関係）

### 1 地域公共交通

地域公共交通の確保	取組の内容	圏域住民の移動手段の確保と利便性の向上を図るため、バス路線の維持・確保や交通施設の整備、多様な交通手段の検討・実証・導入を行う。
	甲の役割	乙と連携してバス路線の維持・確保と利用促進に取り組むとともに、デマンド交通等の多様な交通手段の検討・実証・導入、複合交通センターの整備を行い、必要な情報を乙に提供する。
	乙の役割	甲と連携してバス路線の維持・確保と利用促進に取り組むとともに、公共交通を結ぶデマンド交通等の多様な交通手段の検討・実証・導入、甲の取組に対する情報提供や住民周知を図る。

### 2 道路等の交通インフラの整備

交通ネットワークの形成	取組の内容	圏域内の利便性の向上や医療・経済等の圏域拡大に向け、効率的な交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。
	甲の役割	乙及び関係市町村と連携して、北海道縦貫自動車道や圏域市町村を結ぶ国道・道道などの幹線道路網の整備、JR宗谷本線の高速化などの促進に向けた取組において、中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲及び関係市町村と連携して、圏域の効率的な交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。

### 3 地域内外の住民との交流・移住促進

地域内外の住民との交流促進	取組の内容	圏域内外の住民との交流を促進するため、北海道遺産であり、圏域中央を南北に縦断する天塩川等を活かしたイベント等の取組や交流施設の維持・整備を推進するとともに、圏域内の情報交換を促進する。
---------------	-------	--

甲の役割	交流施設の維持・整備及びイベント等を開催するとともに、圏域内の情報を収集し乙への情報提供と甲の住民への周知を図る。
乙の役割	交流施設の維持・整備及びイベント等を開催するとともに、甲が提供する情報を乙の住民に周知する。

別表第3（第3条関係）

1 宣言中心市等における人材の育成

大学と連携した人材育成	取組の内容	圏域に必要な人材育成を図るため、名寄市立大学と連携して、保健・医療・福祉の人材を育成・確保するとともに、圏域住民に対する学習機会や学習情報の提供、地域福祉の向上や地域振興の取組を推進する。
	甲の役割	名寄市立大学を運営し、圏域に必要な保健・医療・福祉の人材育成や講師派遣、圏域住民を対象とした講座や講演会等を開催し、乙と連携して地域福祉の向上、地域振興を促進させる取組を行う。また、大学機能を充実させるため、図書館等の整備を推進する。
	乙の役割	名寄市立大学が提供する学習機会や学習情報等を乙の住民に周知するとともに、必要に応じて名寄市立大学と連携した取組を推進する。また、名寄市立大学が行う実習等の受入に協力する。
職員研修	取組の内容	職員の資質向上と職員間のネットワークを強化するため、圏域職員を対象とする合同研修会を開催する。
	甲の役割	乙と連携して圏域職員を対象とした合同研修会を開催する。
	乙の役割	合同研修会に職員を参加させるとともに、当該研修会開催に必要な協力と応分の経費を負担する。